

アルティメット東北リーグ実行委員会 会則

平成30年4月1日 制定

## 第1章 総則

第1条 当会は「アルティメット東北リーグ実行委員会」と称し、事務局を福島県南会津郡下郷町大字沢田字宅地続甲25 渡部方に置く。

第2条 当会は東北地方に在住するフライングディスク競技の一つであるアルティメット競技の組織であり、アルティメット人口の拡大と個々の技術向上を図りながら、東北からアルティメットの日本代表を輩出すること、そして参加選手の交流を図ることを目的とする。

## 第2章 事業

第3条 当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、アルティメットの大会
- 2、アルティメットの普及活動
- 3、講習会の開催及び指導員の養成
- 4、アルティメット愛好者並びに組織の育成強化及び助成
- 5、大会及びその他の競技会の開催及び後援
- 6、その他、当会の目的達成に必要な事業

## 第3章 委員

第4条 当会委員は、第2条の目的に賛同し、会長が任命する次の者をもって当会委員とする。

- 1、委員（当会長が任命する個人）
- 2、賛助会員（当会の事業に賛助する個人または団体）

第5条 委員にして、当会の名誉を破損した者は、委員としての資格を停止される事がある。

第6条 委員は総会に出席する義務がある。

## 第4章 委員会

第7条 当会の委員会は、委員をもって構成する。

第8条 委員の選任は次の通りとする。

- 1、会長は、総会にはかり決定される。
- 2、他委員及び監事は、総会の決議を経て選出する。

第9条 委員は、委員会において会務重要事項を審議決定する。

第10条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。補欠又は増員により選任された場合の任期は前任者又は現任者の在任期間とする。

第11条 委員は次の業務のいずれかに携わるものとする。

- (1)会計
- (2)企画広報
- (3)備品管理

(4)大会運営

(5)普及強化

## 第5章 会議

第12条 会議は必要に応じ会長が招集する。

第13条 総会は、毎年1回以上会長が招集する。ただし、委員数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった場合は、総会を招集しなければならない。

第14条 委員会及び総会の議事は、出席者の過半数をもって決定される。また、総会は委員数の過半数以上の出席、もしくはその意思表示をもって成立する。

## 第6章 会計

第15条 当会の経費は、事業収入、寄付金、補助金などをもってこれに当てる。

第16条 当会の会計年度は、1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 附則

1、 当会の規約制定時の委員及び監事は、次のとおりとする。

会 長	吾妻 儀雅
副会長	渡部 貴人（備品管理、企画広報）
委 員	三浦 健人（大会運営）
委 員	柳川 実咲（会計、企画広報）
委 員	糸賀 明葉（普及強化、企画広報）
委 員	伊藤 剣大（普及強化、大会運営）
監 事	弓田 恵里香

2、 本会則は、当会の規約制定日から施行する。